

災害救助法の適用地域のご契約者様へ

平成30年2月15日
Chubb 少額短期保険株式会社

平成30年2月4日からの大雪による被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の災害につきまして、下記地域に災害救助法が適用されました。
弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様に「継続契約の契約締結手続き」や「保険料払込（保険料のお支払い）」が一定期間猶予される特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望されるご契約者様は下記の担当窓口にお申し出ください。
適用の猶予期間には制限がございますので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。

ご契約者様からのお申し出により次の猶予が適用されますので、下記の担当窓口までお申し出ください。

1. 継続契約の契約締結手続きの猶予
災害救助法の適用日から2週間を限度に保険継続の契約手続きが猶予されます。
2. 保険料払込の猶予
災害救助法の適用日から2ヶ月間を限度に保険料払込（保険料のお支払い）が猶予されます。

被害のご連絡ご相談も承っておりますので、下記の担当窓口までお問合せください。

担当窓口： サービス・ダイヤル：0120-103-083

受付時間： 月～金 午前9時～午後5時 ※但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く。

災害救助法適用の状況（平成30年2月15日 現在）

法適用日	災害救助法適用市町村	
平成30年2月6日	福井県	福井市（ふくいし） あわらし市（あわらし） 坂井市（さかいし） 大野市（おおのし） 勝山市（かつやまし） 鯖江市（さばえし） 吉田郡永平寺町（よしだぐんえいへいじちょう） 丹生郡越前町（にゅうぐんえちぜんちょう）
平成30年2月13日		越前市（えちぜんし）

（注）下線は今回追加適用分

なお、本特例措置の適用期間に関しては、事態の推移により、延長することがあります。

以上